

● 三重県指定文化財への追加指定が答申されたものの概要

【種別】有形民俗文化財

【名称】八鬼山町石及び関連石仏 37基
(やきやまちょうせきおよびかんれんせきぶつ)

【所在地】尾鷲市南浦

【年代】中世末

【大きさ】町石 30 (規模の変更) 変更前 現高 41cm、幅 30cm

変更後 現高 67cm、幅 30cm

(町石 30-1 現高 41cm、幅 30cm)

(町石 30-2 現高 39cm、幅 27cm)

【概要】

この文化財は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部である熊野参詣道伊勢路（八鬼山道）の沿線に点在する石造物群です。町石は、1町（109メートル）ごとの距離を示す道しるべとして置かれたものです。八鬼山町石は、天正14～19年（1586～91）ごろ、伊勢山田（現在の伊勢市）の住人によって設置されたことが銘文からわかっています。中世末期以来の道中の安全を祈願する民間信仰を示す資料として昭和53年2月に県指定有形民俗文化財となり、平成27年3月の名称変更と追加指定で、現在では37基が指定となっています。

今回の三重県文化財保護審議会では、このうちの1基にあたる破片を追加指定（規模の変更）することが答申されました。追加されるのは、「町石30」として指定しているもの下半部です。町石30の位置から南東へ約300m離れた、これまでに町石が見つからない場所で発見されました。町石の成り立ちと熊野参詣道との関係を知る上で貴重な資料であることから、破片ですが追加指定にふさわしいものと判断されました。



①追加指定の町石 30-2



②・③ 町石 30-1・2の接合状況

